

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月13日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第3号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成29年10月12日専決

亀山市長 櫻井 義之

草刈作業中における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成29年8月17日、亀山市立井田川幼稚園敷地内において、学校修繕作業員が草刈作業を行っていたところ、草刈機による飛び石が、園内駐車場に駐車してあった[REDACTED]氏所有の車両に接触し、左後部座席の窓ガラスを破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償の額

116,791円